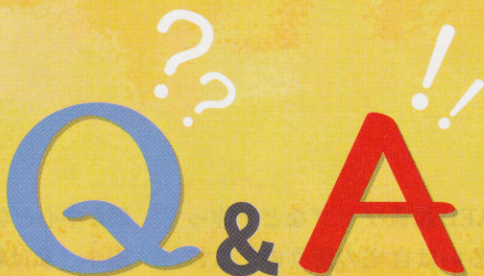


処方・調剤・ 保険請求の



日本薬剤師会

Q 2種類の公費負担医療を併用する場合、調剤レセプトへの記載順序はどうすればよいのでしょうか。(匿名希望)

A 複数の公費負担医療制度を併用する際の調剤報酬明細書(調剤レセプト)への記載方法については、一定のルールが決められています。

保険医療機関において処方せんが交付される際、公費負担医療制度を併用する場合は「公費負担者番号」および「公費負担医療の受給者番号」が記載されます。そして、当該処方せんを調剤した保険薬局では、保険請求にあたり、当該処方せんに記載されているそれらの番号を

調剤レセプトに転記する必要があります。

その際、2種類の公費負担医療制度を併用する場合は、処方せんに公費負担医療制度に係る番号がそれぞれ記載されますので、保険薬局においては調剤レセプトの「公費負担者番号①」欄と「公費負担者番号②」欄にそれら番号を転記することになりますが、その記載方法(順序)については一定のルールが決められています(表1)。

具体的には、診療報酬請求書に係る通知(表2)で示されている公費負担医療制度の一覧表の記載順序に従い、先順位に記載されている番号を「公費負担者番号①」欄に(第1公費)、後順位に記載されている番号を「公費負担者番号②」欄に(第2公費)、それぞれ記載してください。

表1 公費負担者番号欄(第1公費、第2公費)の記載順序

IV 調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書に関する事項
第2 調剤報酬明細書の記載要領(様式第5)
2 調剤報酬明細書に関する事項
(8)「公費負担者番号①」欄及び「公費負担者番号②」欄について
ア (略)
イ 別添2の別表1「法別番号及び制度の略称表」に示す順番により、先順位の公費負担者番号を「公費負担者番号①」欄に(以下「公費負担者番号①」欄に記載される公費負担者番号を「第1公費」という)、後順位の公費負担者番号を「公費負担者番号②」欄に(以下「公費負担者番号②」欄に記載される公費負担者番号を「第2公費」という)記載すること。
ウ (略)

〔診療報酬請求書の記載要領等について〕(1976年8月7日、保険発第87号)別紙1より抜粋

表2 公費負担医療制度の法別番号

	区分	法別番号	制度の略称	
公費負担医療制度	戦傷病者特別援護法による	○療養の給付(法第10条関係)	13	—
		○更生医療(法第20条関係)	14	—
	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による	○認定疾病医療(法第10条関係)	18	—
	:	:	:	
	生活保護法による医療扶助(法第15条関係)	12	(生保)	



〔診療報酬請求書の記載要領等について〕(1976年8月7日、保険発第87号)別添2・別表1(3)より抜粋

Q 調剤レセプトの記載において、外用薬を調剤した場合は投薬全量を記載することになっていますが、湿布薬については取り扱いが異なるのでしょうか。(匿名希望)

A 湿布薬については、投薬全量に加えて、1日用量または投与日数の記載が必要です。

調剤報酬明細書(調剤レセプト)の外用薬に関する記載については、「処方」欄に投薬全量を記載することになっています。しかし、2016年4月からは、外来患者に対して湿布薬を処方する場合は「1処方につき70枚」と制限されたことに伴い、湿布薬の場合に限り、調剤レセプトの「処方」欄への記載については、湿布薬の枚数としての投

薬全量だけでなく、1日用量または投与日数を記載することになっています(表3)。

処方せんの記載ルールでは、処方せんを交付する保険医療機関に対して「特に湿布薬については、1回当たりの使用量及び1日当たりの使用回数、又は投与日数を必ず記載すること」とされていますので、保険薬局においては、必要な事項を調剤レセプトに転記するだけで済むでしょう。

しかし、処方せんにそれらの事項が記載されていない場合には、処方医に確認するなどにより必要な情報を把握のうえ、忘れずに調剤レセプトへ記載することが求められます。調剤レセプトの記載不備として指摘を受けまいという気をつけましょう。

表3 湿布薬の調剤レセプトへの記載事項

IV 調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書に関する事項
第2 調剤報酬明細書の記載要領(様式第5)
2 調剤報酬明細書に関する事項
(21)「処方」欄について
ア 所定単位(内服薬(浸煎薬及び湯薬を除く。以下同じ。)にあっては1剤1日分、湯薬にあっては内服薬に準じ1調剤ごとに1日分、内服用滴剤、屯服薬、浸煎薬、注射薬及び外用薬にあっては1調剤分)ごとに調剤した医薬品名、用量(内服薬及び湯薬については、1日用量、内服用滴剤、注射薬及び外用薬(ただし、湿布薬を除く。)については、投薬全量、屯服薬については1回用量及び投薬全量)、剤形及び用法(注射薬及び外用薬については、省略して差し支えない。)を記載し、次の行との間を線で区切ること。
なお、浸煎薬の用量については、投薬全量を記載し、投薬日数についても併せて記載すること。また、湿布薬の用量については、湿布薬の枚数としての投薬全量を記載するとともに、湿布薬の枚数としての1日用量又は投与日数を併せて記載すること。
(以下、略)
イ〜ケ (略)

〔診療報酬請求書等の記載要領等について〕(1976年8月7日、保険発第87号)別紙1より抜粋